

紹介

労働課税の行動経済学的分析

大竹 文雄

(大阪大学教授)

森 知晴

(大阪大学大学院)

目次

- I はじめに
- II 課税の帰着に関する伝統的経済学の考え方
- III 労働課税の同等性に関する経済実験・実証分析
- IV 政策的含意

I はじめに

課税が労働供給に与える影響については、世間一般での常識と伝統的経済学での常識との間には、大きなギャップがある。現実の人間行動を実証研究や実験研究によって明らかにし、それをもとに経済学を組み立て直そうとしている行動経済学的な研究が、労働供給行動の分析においても進んでいる。行動経済学的な研究によって、合理的個人を前提とする伝統的経済学と世間一般での考え方の間のギャップを埋めることはできるのだろうか。本稿では、課税が労働供給に与える影響について、社会における通念と伝統的経済学の考え方を整理した後、行動経済学的な研究を紹介する。

競争的な市場環境を前提として伝統的な経済学においては、「誰が税を直接的に支払っているか」ということと「誰が実質的に税を支払っているか」ということは無関係であるとされている。ところが、現実社会では、そうは考えられていないことが多い。伝統的な経済学の結論が、実証研究や実験研究において、どの程度確認されているの

だろうか。

本稿の結論をあらかじめ要約しておこう。競争的な市場環境のもとで、税の転嫁について実験室実験を用いた研究の多くは、伝統的な経済学の考え方がなりたっていることを確認している。しかし、非競争的な環境のもとでの実験室実験では、直接税を支払う人が実質的にもより多くの負担をするということが観察されている。また、実験室実験においても、実際に労働させた場合には、見かけ上の税のかけられ方で行動が変化してしまうことが観察されている。さらに、現実社会における実験（フィールド実験）や現実の制度変更を利用した実証研究では、価格の表示のされ方一つで人々の行動が変わってしまうことが確認されている。つまり、伝統的な経済学の考え方が現実の人間行動と対応していないことをいくつかの研究は示している。

II 課税の帰着に関する伝統的経済学の考え方

1 税を支払う人と実際に負担している人

一般には、「税を支払う人」と「税を実際に負担している人」は同じだと考えられている。例えば、社会保険料の事業主負担と被用者負担について、事業主負担については事業主が支払っているのだから集められた保険料は事業主に還元される

ような使い方をすべきだ、という主張が事業主からなされることがある。あるいは、労働組合が、社会保険料の被用者負担を減らして、事業主負担を引き上げるように求めたりすることがある。

しかし、競争的な市場を前提とした伝統的経済学では、「税を支払う人」と「税を実際に負担している人」は別だと考えられている。なぜなら、「税を支払う人」は、価格を調整することで、取引相手にその税の一部または全部を転嫁させることができ、税をすべて負担するわけではないからである。

2 社会保険料負担における同等性

社会保険料の負担を例にとろう。仮に社会保険料がすべて事業主負担になっているとする。この時、社会保険料を実際に負担しているのは本当に事業主だけだろうか。そうではない。事業主は賃金を下げることにより、労働者に保険料を負担させることができる。事業主負担の社会保険料であっても、労働者は賃金の低下を通じて、社会保険料を実際に負担しているのである。この「最終的に税を誰が負担しているのか」という問いは、「税の帰着 (tax incidence)」と呼ばれている。税の帰着の問題は、例に挙げた社会保険料の他にも、物品税の生産者負担と消費者負担、消費税と所得税など税一般にかかる問題である。

税の帰着に関する経済理論は一貫した結果を指し示しており、それは税の帰着の同等性 (Liability Side Equivalence) と呼ばれている。これは、競争的市場のもとでは、誰が税を支払うかにかかわらず、税を実際に負担する割合は変わらない、というものである。価格や賃金の変化を含んだ実際の税の負担割合を決定するのに重要なのは需要曲線の弾力性と供給曲線の弾力性であり、誰が税を支払うかは関係ないのである。

具体例で説明してみよう。事業主負担の社会保険料が課された場合、事業主にとって労働者の限界生産性は変わらないので、保険料負担相当分だけ、賃金を低下させないと、「限界価値生産性 = 限界費用 (社会保険料 + 賃金)」という利潤最大化の条件を維持することができない。つまり、事業主負担の社会保険料分だけ労働需要曲線が下にシ

フトする。もし、労働供給曲線が垂直で労働供給が賃金に反応しない場合には、労働需要曲線が下にシフトした分だけ、賃金そのまま低下する。つまり、事業主負担の社会保険料は全額、賃金の低下に反映されるので、実質的に社会保険料を負担するのは労働者になる。

逆に、労働者の労働供給行動が賃金に大きく反応するケースを考えよう。極端な場合、賃金が少しでも上がれば、労働供給が無限に増え、少しでも下がれば誰も働いてくれないような状況だとする。この場合には、労働供給曲線は水平になる。この時、事業主負担の社会保険料が導入されたとしても、事業主は賃金を下げることができない。つまり、労働者は賃下げという形では事業主負担の社会保険料を負担しない。この場合には、雇用量が減る形での負担はあるが、雇われ続けた人が負担するということはない。

労働者負担の賃金所得税が課せられた場合には、労働者の手取り所得がその分下がるので、実質的に同じ所得を維持するために労働供給曲線は上にシフトすることになる。賃金が同じであれば、労働者は労働供給を減らすと考えられる。もし、事業主側が賃金にかかわらず一定量の労働力を必要としていたのならば、労働供給曲線の上へのシフトは、そのまま賃金上昇となる。つまり、労働者への課税を実質的に負担したのは、引き上げられた賃金を支払う事業主ということになる。逆に、事業主が、賃金変化に対し敏感に労働需要を変えるのなら、労働供給曲線がシフトしても市場で決まる賃金はあまり変化しないので、労働者は賃金所得税を実質的に負担することになる。もっとも、社会保険料であれば、社会保険給付として労働者に将来返ってくるので、労働者はそもそも社会保険料の負担に応じて労働供給行動を変化させないかもしれない。

物品税の生産者負担と消費者負担についても、同様の論理によって帰着の同等性が説明できる。またこれから、税収は誰が税を支払うかとは無関係である、という「税収の同等性」も導かれる。

3 消費税と定率所得税の同等性

消費税と定率所得税は本質的に同じものである

ことも経済学ではよく知られている。例を挙げて説明してみよう。計算の簡単化のため財の価格はすべて1万円であるとし、所得は20万円とする。このとき消費者は財を20個購入することができる。ここでまず、20%の所得税が課されたとする。このとき所得は16万円となり、購入することができる財は16個となる。一方、25%の消費税が課された場合、所得は20万円のままだが、財の価格が1.25万円となるので、購入することができる財は、やはり16個となる。どちらの税金であっても、購入することのできる財の数は16個までとなり、財の選択は等しくなるはずである。

経済学の用語で言うと、どちらの税でも予算制約線は全く同じなのである。このように、所得税と消費税のどちらで徴収するかという問題についても、同等の効果を生む税体系を組むことができるので、実質的な問題とはならないことがわかる。

これらの同等性が成り立つのであれば、税を誰が支払うべきか、どのように支払うべきかという問題は、行政コストの問題と言えることになる。事業主・労働者が折半している現行の社会保険料負担は非効率と言えるだろう。

ただし、市場が競争的でない場合、及び諸制度の影響がある場合はこの限りではなくなる。独占または寡占がある場合、帰着は需要曲線・供給曲線の形状に依存し、帰着は同等でなくなる可能性がある。現実の社会に存在する様々な制度も同等性を阻害する原因となる。例えば最低賃金制度があると、それが原因となって税を労働者に転嫁することができなくなる場合が生じる。

しかしながら、この税の帰着の理論は直感的にすぐ理解されるものではなく、税の支払いと帰着を混同してしまう例は数多い。とはいえ、これはただ混同しているだけではなく、実際に同等性が成り立っていない、という可能性も考えられる。次節では、同等性が実際に成り立つかどうかを検証した研究について紹介する。

III 労働課税の同等性に関する経済実験・実証分析

ここまで見たように、理論的には安定した結果が得られている税の帰着の同等性であるが、実際のところはどうなのであろうか。税の帰着に関しては、数多くの実証研究が蓄積されている。日本における社会保険料の帰着については、近年様々な研究が行われている。Komamura and Yamada (2004) は、健康保険の事業主負担はすべて賃金に転嫁され、介護保険に関しては転嫁されていないとした。Tachibanaki and Yokoyama (2008) は逆に、事業主負担は賃金に全く転嫁されていないとした。これらに反論する形で書かれたHamaaki and Iwamoto (2010)、岩本・濱秋 (2006, 2009) は、事業主負担は部分的に労働者に転嫁されているとまとめている。また、介護保険の導入を自然実験として検証を行った酒井・風神 (2007) も、保険料が部分的に賃金低下を招いており、部分的な転嫁が起きているとしている。

転嫁の方向性がわかったとしても、それが帰着の同等性を示すとは限らない。転嫁が起きたとしても、その理由には複数の可能性がある。まず、市場の競争度が帰着に影響を及ぼしている可能性がある。また、IIで紹介した議論では、各主体(プレーヤー)が合理的に行動を行うことが前提となっている。もし合理的に行動を行わない場合、同等性が成り立たなくなる可能性がある。これらの可能性を現実のデータから識別することは難しいため、よりコントロールされた環境における実験や実証分析が行われている。まずは実験室における市場実験を、次にフィールド実験及び実証分析を紹介する。

1 競争的環境における実験研究

実験室における実験のメリットは、様々な環境をコントロールすることができる点にある。税の帰着の検証に際しては、需要曲線・供給曲線の形状、競争の度合いをコントロールすることができる点が有用である。その上で、同等と考える税体系における実験を別々に行うことで、帰着の同等

性を検証することができる。

まず紹介するのは、競争的市場を模した実験研究である。Kachelmeier *et al.* (1994) は、税の帰着に関する最初の実験研究であり、90年代に起きたカナダの税制変更（売上税から消費税への変更がなされた）に関する議論を問題意識としている。実験では、被験者は元売り・小売り・消費者の3グループに分けられ、元売りと小売り、小売りと消費者がそれぞれコンピュータ上で市場取引を行う。各グループにはそれぞれ3人の被験者が割り当てられ、取引相手は自由に選べるため、競争的状况が確保されていると言える。その中で、理論的には同値となる3つの税体系、(1) 消費者が支払う消費税、(2) 小売りが支払う売上税、(3) 元売り・小売りが支払う付加価値税、の間で違いが出るかどうかを検証されている。結果は税収の同等性は強く支持され、帰着に関してははっきりしたことはわからなかった。

Kachelmeier らと同様のモチベーションで行われた実験が、Borck *et al.* (2002) と Ruffle (2005) である。Borck らも Kachelmeier らと同様、コンピュータを用いた経済実験である。被験者は売り手・買い手の2グループ（各3人ずつ）に分けられ、市場取引を行う。比較されるのは、理論的に同値な結果を導く、売り手への税と買い手への税である。結果は帰着の同等性を支持するものであった。Ruffle は多くの売り手・買い手（各8~15人、セッションごとに異なる）が部屋の中で動き回って取引を行う実験で、同様の結果を示した。この研究は市場における人数を様々変えて行っていること、また補助金（税と同様、理論的に帰着の同等性が成り立つ）についても同等性を示していることから、帰着の同等性には頑健性があることが確かめられたと言える¹⁾。

これら3つの研究から、競争原理が働くような市場環境においては、税の帰着の同等性が満たされるという結論が導かれていると言える。

ここまでの研究は財市場を対象とした研究であるが、労働市場を模した環境において、税の帰着を検証した実験も存在する。Riedl and Tyran (2005) は、Gift-Exchange Labor Market と呼ばれるタイプの実験で、帰着の同等性が成り立つこ

とを示した。この実験は、被験者を「企業」（4~5人）と「労働者」（6~7人）に分け、以下のように進められる²⁾。(1) 企業が賃金をオファーする。(2) 労働者はオファーされた賃金のうち1つに応募し、応募者から1人ランダムに採用される。採用されなかったものは残ったオファーから同様の手順を繰り返す。(3) すべてのオファーが埋まったら、労働者は「努力水準」を選ぶ。この「努力水準」は労働者にとってはコストがかかり、企業にとっては利益となる³⁾。

この実験でも、企業への課税と労働者への課税の帰着には有意な差はなく、同等性が支持された。また、労働者の「努力水準」も両者で有意な差は見られなかった。しかしながら、労働市場を模した設定の下で税の帰着を検証した研究はまだこの実験のみであり、さらなる研究の蓄積が必要である。特に、労働市場で特徴的である長期的関係や、後に見るような、「実際に作業を行う」ということを考慮に入れる必要があると考えられる。

2 非競争的環境における実験研究

ここまで挙げた実験研究は、取引相手がそれぞれ複数存在し、相互に自由取引ができる競争的環境であった。では、競争がなくなった場合、税の帰着はどのようになるだろうか。このことを実験した研究が、Kerschbamer and Kirchsteiger (2000) である。この実験では、行動経済学でよく用いられる「最後通牒ゲーム」と呼ばれるゲームを行っている。最後通牒ゲームは、被験者は毎回2人ずつの組になり、1人は「送り手」、1人は「受け手」という役割を与えられる。実験は単純で、送り手・受け手に与えられる報酬の総量が定められた上で、(1) 送り手が報酬の配分を定める(2) 受け手はその配分を受け入れるかどうかを決める、という手順で進められる。受け手が配分を受け入れるならば、報酬は配分どおり支払われ、受け入れない場合両者の報酬は0となる。この研究では、送り手に税を課した場合と、受け手に同じ額の税をかけた場合の比較を行っている。どちらも最終的な報酬の総量は変わらないため、税引き後の結果は変わらない（同等性が成り立つ）ことが予想される。

しかしながら結果は異なり、送り手が税を支払う場合のほうが、送り手の報酬が有意に少なくなることが確認されている。逆に、受け手が税を支払う場合は、受け手の報酬が少なくなる。この理由として、人々が税引き後の報酬でなく税引き前の名目値を見て、(あるいは相手が名目値を見ると予想して)意思決定した可能性が考えられる。最後通牒ゲームでは、プレイヤーが自分の報酬を最大化するには行動していないことが、多くの経済実験の結果からわかっている。各プレイヤーが自分の報酬の最大化を行うのであれば、送り手は「受け手は少しでも報酬があれば受け入れる」と考え、ほとんどの報酬を自分に配分するはずであり、それでも受け手はその配分を受け入れることが予想される。しかし、実際には受け手に3割以下の提案をした場合は拒否されることが多く、そのような提案をする送り手もあまり多くはない。つまり、最後通牒ゲームは人間の公平感がより強く現れるゲームである。この公平感の作用が顕著になったことで、帰着の同等性が成り立たなくなったと考えられる⁴⁾。

非競争的環境における実験は、この実験のみなのではっきりした結論は言えないが、Ⅲ1で見た結果と合わせると、1対1の取引という状況では公平感がより強く作用し、税の帰着は同等ではなくなるが、競争的環境になると、その効果は打ち消され、税の帰着は理論的予測どおり、同等となると考えられる。

3 Real effort 実験による研究

労働市場が他の市場と異なる点は、交換の対象となる「労働力」は、仕事を実際に行うことで価値が発生する点にある。このような側面に着目し、実験室で実際に簡単な作業を行わせるような実験が、Real effort 実験と呼ばれ、近年増加している。これに対して、前述の Gift-Exchange タイプの実験は実際の作業は行わず、労働者は報酬が減るような「選択」を行うのみなので、Monetary effort 実験と呼ばれる。

この Real effort 実験を利用し、個人への課税形態の違い——所得税と消費税——における同等性を検証した研究が Blumkin *et al.* (2008) である。

実験は以下の手順で行われる。(1) 被験者は与えられた時間(3分)を用いて、計算課題をこなす。作業は途中で中断してもよく、余った時間はジュースのクーポンと交換される。(2) 計算課題の成果に応じて、食品のクーポンを選択する。経済学の枠組みで言うと、ジュースは「余暇」、食品は「消費」をそれぞれ表す。この研究ではここまで紹介したものは違い、市場取引は発生しないことには注意すべきである。

このような設定のもとで、理論的には同等と考えられる所得税または消費税を課して、差異が出るかどうかを検証した。結果は、所得税を課したほうが、作業時間が有意に短くなり、消費が少なくなった。この理由としては、税金が課されるタイミングが影響しているのではないかと考えられる。消費税が課されている場合よりも、所得税が課されているほうが、作業で得られる名目金額が少なくなるため、作業意欲が減退したのではないかと考えられる。

興味深い結果が得られた実験であるが、このタイプの実験は始まったばかりで、まだ評価も定まっていない。また、個人の最適化行動にのみ焦点をあてており、市場競争の側面を検討していないという問題もある。今後の研究蓄積が待たれる実験研究である。

4 フィールド実験及び現実のデータによる検証

ここまでは実験室における実験研究を整理してきた。実験では、税を支払う主体、あるいはタイミングによって、差異が生じるかどうか(帰着の同等性が成り立つかどうか)を検証する研究を見てきた。そもそも帰着の同等性が導かれる前提として、人々は情報があれば一貫した行動をとる、という仮定が存在する。その仮定は果たして妥当なのかどうかを検証した、3つのユニークな研究を紹介する。

(1) 価格表示方法の差を用いた研究

1つ目は、税抜き価格と税込み価格の表示法に着目した Chetty *et al.* (2009) である。この研究では2つの調査が行われている。1つはスーパーマーケットにおける介入実験であり、一部の商品に、通常アメリカで用いられている税抜き価格の

値札に加えて、税込み価格に関する表示をつけ加えた。結果、税込み価格をつけ加えた商品は、平均して8%売り上げが低下し、この差は様々な要因を考慮しても有意であった。同時に実施した来店者への聞き取り調査では、税率・税の対象となる商品（商品によって税金の有無が異なる）についての知識は十分あることが確かめられた。よって、消費者は知識があったにもかかわらず、表示の違いによって購買行動を変化させたのである。もう1つの調査は、税金とビール消費の関係についての実証分析である。アメリカではビールには2つの税金が課せられる。1つは酒税で、店頭では「税抜き価格」に含まれる。もう1つは売上税で、これは「税抜き価格」に含まれず、レジにて計算される。州ごとの酒税・売上税の違い・変化を利用して実証分析を行った結果、酒税の上昇はビール消費を減少させるが、売上税の上昇は消費に影響を与えていないことがわかった。これもまた、表示の違いにより購買行動が左右されることを示している。

(2) ETC（自動料金収受システム）の影響

2つ目は、ETC（自動料金収受システム）に着目したFinkelstein（2009）である。ETC導入は利便性向上・渋滞緩和というメリットがあるが、現金の受け渡しがなくなるため、「お金を支払っている」という感覚が薄れ、料金に対する反応が変わってくる可能性がある。この研究は、ETC導入により、通行料金が20～40%上昇したことを示している。また、一般に選挙が近づくと、議員・首長は有権者の反発を恐れて通行料値上げを避ける傾向が強くなる。この研究は、ETC導入により、通行料値上げと選挙日程との関係が薄くなったことを確認している。その理由は、ETC導入により利用者が料金に対して敏感に反応しなくなったためだとまとめている。これら2つの研究は、税抜き表示や税込み表示、あるいはETCによる自動料金徴収という経済学的には無関係と考えられる事象が、人々の行動に影響を与えることを示している。

(3) 税制度の教育による労働供給行動の変化

最後に紹介するのは、勤労税額控除の複雑性に注目した、Chetty and Saez（2009）である。本日本労働研究雑誌

研究はアメリカの税務コンサルティングを手掛ける会社における介入実験である。実験は、顧客を2つのグループに分け、一方にだけより専門性の高い“tax professional”に説明をさせた。結果、より豊富な説明を受けたグループは、低所得に留まる可能性が低く、また制度変更に対する反応度も大きかった。同じ制度であっても、伝える情報量により、人々の行動が変わりうるというのが、本研究から得られる教訓である。

5 実験・実証研究のまとめ

本節では、税のかけ方や表示法に関する人間行動を探る、実験研究・実証研究を紹介してきた。取引のどちら側に税をかけるかに関する実験では、非競争的市場においては、帰着の同等性が成り立たなかったものの、競争的市場においては、帰着の同等性が成り立つという結果を多くの実験が示している。個人への課税形態の同等性を検証したReal effort実験では、同等性が否定されているが、まだ途上の研究課題である。またフィールド実験・実証分析によって、税の表示法や情報提供量の違いによって、人々の行動が変わることが示された。

IV 政策的含意

実証研究・実験研究の結果から、政策としてどのようなことが言えるだろうか。まずは、税は誰が支払うべきかという問題である。実験研究の結果から言うと、競争的市場であれば、税の帰着は同等となるので、誰が支払うかは関係無くなる。よって、行政コストが最小となるべく支払者を決めるのが良いだろう。もし市場が非競争的であれば、税の支払者と負担者が関係してくることになるので、問題は難しくなる。Kerschbamer and Kirchsteiger（2000）では税の支払者がより重い負担を背負うことになったが、どのようなメカニズムで支払いと負担が関係しているかはまだ不明瞭なので、今後の研究が待たれる。

消費税と所得税に関しては、研究が少ないので確たることは言えないが、Blumkin *et al.*（2008）の結果からは、所得税は労働意欲をより阻害する

ことになるため、消費税のほうが望ましいと言える。

より慎重な政策立案が求められるのは、税の表示法に関する問題である。一連の研究によって、税の表示法や料金の徴収法で、人の行動が変わることが示された。このことは、政府・自治体、または企業が、制度変更によって、自分たちの都合の良い方向に人々の行動を変化させようことを示している。Chetty *et al.* (2009) では、税の表示が目立つ場合と目立たない場合で経済厚生がどのように変わるかについて、簡単な分析を行っている。これによると、目立たないときよりも目立つときのほうが、税はより消費者に転嫁されやすい。このとき、消費者により多くの税が転嫁されることが、経済厚生観点からみればプラスとなる場合もあるかもしれない。しかし、これは公正性の観点から問題がある。実際、Finkelstein (2009) では利用者の料金への反応度の低下を利用して通行料値上げが行われており、これに納付出来る利用者は多くはないだろう。

このような公正性の問題に対処するためには、政府・自治体の関与が必要であると考えられる。具体的には、税体系は、負担分がなるべく人々にはっきりと見える形であることが望ましいだろう。なぜなら、負担分が見えづらい形になると、それを利用して消費者・労働者への価格転嫁が多くなる可能性があるからである（そしてこの転嫁に、消費者・労働者は気づかないかもしれない）。具体的には、社会保険料の負担分は、従来の労働者負担のみならず企業負担分も給与明細に表示させることが考えられる。消費税の内税方式も、税金の変化が売り場の値段表示に反映されるため、この観点からは望ましいだろう。

本稿で紹介した税制に関する行動経済学的な観点からの分析は、まだ問題が提起された段階にあり、様々な議論が必要である。今後の研究の発展が望まれる。

- 1) この実験では売り手・買い手は自由に行動できるため、コンピュータを用いた場合と比べ、被験者の間で共謀が発生し、競争的とはいえなくなる可能性がある。しかし、実際に共謀が発生したと見られるのは24セッション中1セッションのみであり、他のケースでは共謀が試みられても競争圧力

により共謀は崩壊した。

- 2) 「企業」「労働者」「賃金」「努力水準」といった用語は実際の実験では用いられておらず、「買い手」「売り手」「価格」「質」という一般的な用語に置き換えられている。これは労働・企業などの具体的な単語を用いると被験者が先入観を持って行動する可能性があり、それを避けるための配慮である。
- 3) この Gift-Exchange タイプの実験の要所は、「努力水準」を労働者が最後に定め、それを企業が強制できない点にある。報酬にしか興味のない「労働者」ならば必ず「努力水準」は最低水準となるはずであるが、Fehr *et al.* (1993) をはじめとする一連の研究では「努力水準」は最低とはならず、賃金に比例して上がることが示されている。
- 4) ただし、前述の Riedl and Tyran (2005) で見たように、より公平感が作用すると考えられている。Gift-Exchange Labor Market の実験では、帰着の同等性が棄却されていない。

参考文献

- Blumkin, Tomer, Bradley J. Ruffle and Yosef Ganun (2008) "Are Income and Consumption Taxes Ever Really Equivalent? Evidence from a Real-Effort Experiment with Real Goods" *CESifo Working Paper* No.2194.
- Borck, Rainald, Dirk Engelmann, Wieland Müller and Hans-Theo Normann (2002) "Tax Liability Side Equivalence in Experimental Posted-Offer Markets" *Southern Economic Journal*, 68(3), 672-682.
- Chetty, Raj, Adam Looney and Kory Kroft (2009) "Salience and Taxation: Theory and Evidence" *American Economic Review*, 99(4), 1145-1177.
- Chetty, Raj and Emmanuel Saez (2009) "Teaching the Tax Code: Earnings Responses to an Experiment with EITC Recipients" *NBER Working Paper Series* No.14836.
- Fehr, Ernst, and Georg Kirchsteiger, and Arno Riedl (1993) "Does Fairness Prevent Market Clearing? An Experimental Investigation" *Quarterly Journal of Economics*, 108(2), 437-459.
- Finkelstein, Amy (2009) "E-ZTax: Tax Salience and Tax Rates" *Quarterly Journal of Economics*, 124(3), 969-1010.
- Hamaaki, Junya and Yasushi Iwamoto (2010) "A Reappraisal of the Incidence of Employer Contributions to Social Security in Japan" *Japanese Economic Review*, 61(3), 427-441.
- Kachelmeier, Steven J., Stephen T. Limberg, and Michael S. Schadewald (1994) "Experimental Evidence of Market Reactions to New Consumption Taxes" *Contemporary Accounting Research*, 10(2), 505-545.
- Kerschbamer, Rudolf and Georg Kirchsteiger (2000) "Theoretically Robust but Empirically Invalid? An Experimental Investigation into Tax Equivalence" *Economic Theory*, 16(3), 719-734.
- Komamura, Kohei and Atsuhiko Yamada (2004) "Who Bears the Burden of Social Insurance? Evidence from Japanese Health and Long-term Care Insurance Data" *Journal of Japanese and International Economics*, 18(4), 565-581.
- Riedl, Arno and Jean-Robert Tyran (2005) "Tax Liability Side Equivalence in Gift-exchange Labor Markets" *Journal of Public Economics*, 89(11-12), 2369-2382.
- Ruffle, Bradley J. (2005) "Tax and Subsidy Incidence Equiva-

lence Theories: Experimental Evidence from Competitive Markets" *Journal of Public Economics*, 89(8), 1519-1542.

Tachibanaki, Toshiaki and Yukiko Yokoyama (2008) "The Estimation of the Incidence of Employer Contributions to Social Security in Japan" *Japanese Economic Review*, 59(1), 75-83.

岩本康志・濱秋純哉 (2006) 「社会保険料の帰着分析——経済学的考察」『季刊社会保障研究』Vol.42. No.3.

—— (2009) 「社会保険料の帰着分析」国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障財源の効果分析』pp.37-61, 東京大学出版会.

酒井正・風神佐知子 (2007) 「介護保険制度の帰着分析」『医療

と社会』Vol.16. No.3.

おおたけ・ふみお 大阪大学社会経済研究所教授。最近の主な著作に「失業率と犯罪発生率の関係——時系列および都道府県別パネル分析」『犯罪社会学研究』No.35, 2010年, pp.54-71. (小原美紀氏と共著)。労働経済学・行動経済学専攻。

もり・ともはる 大阪大学大学院経済学研究科博士前期課程。労働経済学専攻。